2	(1)　東京都港区海岸１－５－20 (133.90) (2)　東京都港区六本木３－２－１ (287.40)	北緯35度39分13秒東経139度45分30秒の地点と北緯35度39分16秒東経139度45分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度39分18秒東経139度45分20秒の地点と北緯35度39分45秒東経139度44分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　岐阜県岐阜市薮田南２－１－１ (56.30) (2)　岐阜県揖斐郡池田町宮地字割谷５－２ (839.30)	北緯35度23分28秒東経136度43分13秒の地点と北緯35度26分22秒東経136度31分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　岐阜県岐阜市薮田南２－１－１ (67.80) (2)　岐阜県関市迫間字前平981－１ (360.00)	北緯35度23分28秒東経136度43分16秒の地点と北緯35度25分56秒東経136度56分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　北海道函館市五稜郭町15－５ (63.20) (2)　北海道亀田郡七飯町字上藤城564 (711.80)	北緯41度47分46秒東経140度45分07秒の地点と北緯41度49分21秒東経140度44分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1)　北海道函館市五稜郭町15－５ (63.20) (2)　北海道函館市汐首町654－１ (316.40)	北緯41度47分46秒東経140度45分07秒の地点と北緯41度46分42秒東経140度47分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　北海道札幌市北区新川西１条２－１－１ (103.00) (2)　北海道小樽市銭函５－192－１ (86.30)	北緯43度07分21秒東経141度16分59秒の地点と北緯43度11分36秒東経141度16分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　北海道小樽市銭函５－192－１ (79.30) (2)　北海道札幌市西区平和439－１ (1015.40)	北緯43度11分36秒東経141度16分24秒の地点と北緯43度04分35秒東経141度11分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　北海道石狩郡当別町字高岡3198 (118.90) (2)　北海道札幌市西区平和439－１ (1010.40)	北緯43度14分03秒東経141度27分10秒の地点と北緯43度04分33秒東経141度11分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　東京都中央区銀座６－15－１ (154.00) (2)　東京都墨田区押上１－１－２ (399.50)	北緯35度40分05秒東経139度45分58秒の地点と北緯35度42分36秒東経139度48分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　東京都墨田区押上１－１－２ (394.50) (2)　埼玉県川越市ささし野37－１ (101.72)	北緯35度42分37秒東経139度48分38秒の地点と北緯35度53分28秒東経139度27分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第百七十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和五十年郵政省告示第四十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域の指定をする件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和四十一年郵政省告示第二百十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）は、廃止する。

平成三十年五月二十八日

総務大臣　野田　聖子

一　昭和五十年郵政省告示第四十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域の指定をする件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正前

［一　同上］

二　［同上］

区別	当該伝搬障害防止区域の範囲		
通信重要無線局の空中線又は無給電中継装置の当該伝搬障害防止区域に係る無線	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄に掲げる交点を結ぶ		

改正後

［一　略］

二　公衆通信障害防止区域以外の伝搬障害防止区域

区別	当該伝搬障害防止区域の範囲		
通信重要無線局の空中線又は無給電中継装置の当該伝搬障害防止区域に係る無線	電波伝搬路の地上投影面の中心線と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄に掲げる交点を結ぶ		